

令和4年度 第3回

河内長野市都市計画審議会

議案書

- 議案1 都市計画マスタープランの改訂について（付議）
議案2 立地適正化計画の改定について（付議）

日 時：令和5年1月30日（月）午前10時～
場 所：河内長野市役所 802会議室

1. 都市計画マスタープランの改訂について

(付議)

河 長 都 計 第 380 号
令 和 5 年 1 月 3 0 日

河内長野市都市計画審議会
会 長 井 戸 清 明 様

河内長野市長 島 田 智 明

都市計画マスタープランの改訂について（付議）

標記について、都市計画法第21条第2項において準用する同法第
19条第1項の規定により、次のように審議会に付議します。

理 由 書

令和2年10月に、上位計画の「南部大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」が改定されたことや、令和4年3月に関連計画の「緑の基本計画」が改定されたことなどから、これらの計画との整合を図ります。

また、開発団地を多く抱える本市では、急速な人口減少と少子・高齢化が進み、まちの活力の低下が課題となり、この課題に対応する新たな施策の取組について追記する改訂を行います。

1. パブリックコメントによる意見と回答について

令和4年12月1日～令和5年1月4日に実施したパブリックコメントにて頂いたご意見と市の回答

	ご意見の概要	市の回答
①	<p>●内容が総花的であり、現在取り組まれている事業とその予定が並べられているものの、この取り組みを進めることで河内長野市がどう変わり、どう良くなるのかが分からないと思います。もちろん、基本理念や将来像についての記載はありますが、いずれも誰もが否定できないような綺麗な言葉で抽象的に書かれているように思います。そうではなくて、プランが実現されると具体的にどうなるのか、数値目標を設定して20年後にどうなることを目指すのかを示すといったことが必要です。例えば、「市民が今、このように感じているが、その感じる割合を〇〇%まで高めたい」といった指標でもよいと思います。</p> <p>その目標指標を実現することは、行政だけで達成することは不可能であり、住民・企業・団体等との協働が欠かせません。そのためにも、計画の策定当初の段階から、行政と市民の協力関係を構築し、検討の入り口から、つまり課題認識の段階から共有しておかないと、こうした計画は「絵に描いた餅」になってしまいます。計画の存在すら知られず、結果、河内長野の将来像の達成ができず、より一層衰退していくことになりかねません。</p> <p>●これからの20年を展望するのであれば、高齢化が著しい河内長野市民の最大の関心事は、医療・福祉分野であり、少子化の課題でいえば、教育・子育て分野です。持続可能なまちをめざして、いかに健康に生き甲斐をもって暮らしていけるか、もしも病気や障がいを抱えて生きていかざるを得なくなったときにどう生活していくか、子ども達を生み、育て、育ち合う暮らしを河内長野でしたいと思えるまちをどう実現するか、が重要です。が、このプランでは医療・福祉機関や教育・子育て機関の配置の有り様については方向性も含めて示されておらず、また、周辺都市との役割分担や連携のあり方、大阪府や国との関係についても示されていません。ましてや、近年、社会構造の変換を迫る新型コロナウィルス蔓延やウクライナ情勢など社会経済環境の変化も課題認識すらされていないように感じます。</p>	<p>ご意見いただきありがとうございます。</p> <p>都市計画マスタープランは、長期的な視点に立った都市の将来像やその実現に向けた方針を明らかにするものであり、都市づくりを進めていくための指針になるものと位置付けております。そのため、ご意見いただいております「数値目標」などの具体的な指標については、都市計画マスタープランと整合を図る関連分野の諸計画において設定を行っているところです。</p> <p>最大の関心事として挙げていただいております「医療・福祉分野 および 教育・子育て分野」につきましては、人口減少が進行する中でも、人口が集まることによって、一定のサービス需要を維持し、それを供給し続けることができる、多様な都市機能がコンパクトに集積した拠点を戦略的に創出することが求められているため、都市計画マスタープランでは「第3章分野別方針 2拠点・市街地整備の方針 P31～P47」の中で、各拠点において、子育て・教育・医療・福祉などの機能や施設と連携しながら、集積・誘導するとしております。</p> <p>また、各分野別の施設整備方針につきましても「第3章分野別方針 3都市施設の整備方針 P48～P77」の中で記載しております。</p> <p>今回の改訂につきましては、新たな施策への対応や改正のあった関連計画と整合するための文言の変更・追加の改訂としており、いただきましたご意見につきましては、次回の全部改定時の検討において参考にさせていただきます。</p>
②	<p>●ノバティは空き店舗が気になり、ノバティ自体も閑散としています。駅前という便利な立地なので、公立の保育園や子供園をワンフロアに入れてはどうでしょう。</p> <p>●北野田で家を買う金額で、河内長野市では庭付きの一軒家が買えますプランだけでなく、難波まで1時間以内でありこういった点もアピールすべきでは</p> <p>●独自の子育て支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 満3歳まで家庭で子供をみる人への助成金 満3歳までの保育園児分のおむつを保育園へ支給（在園時間中のおむつ負担0） 小学校と中学校の給食無償化 部活動を市内で統合もしくはスポ少等の活動を支援し、あらゆることに出会い、チャレンジできる街へ 多子世帯への支援（あいっくや預かり保育の優先 兄弟の健診や参観時のベビーシッターなど） チャイルドシート やベビーカーのレンタル <p>●防災拠点となる学校の整備和式トイレを洋式に体育館に冷暖房を</p>	<p>ご意見いただきありがとうございます。</p> <p>都市計画マスタープランは、長期的な視点に立った都市の将来像やその実現に向けた方針を明らかにするものであり、都市づくりを進めていくための指針になるものと位置付けております。ご提言いただいたような施策にかかる部分につきましては、関係部局が所管する計画等の中で方針を検討していくものとしております。</p> <p>なお、いただきましたご提言内容につきましては、それぞれの計画や施策を所管している関係部局へ共有させていただきます。</p>

2. これまでの手続き及び今後のスケジュール

令和4年12月1日～令和5年1月4日 パブリックコメント

令和5年 1月30日 都市計画審議会

令和5年 2月 都市計画マスタープラン 公表

2. 立地適正化計画の改定について（付議）

河長都計第380-2号
令和5年1月30日

河内長野市都市計画審議会
会長 井戸清明様

河内長野市長 島田智明

立地適正化計画の改定について（付議）

標記について、都市計画法第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、次のように審議会に付議します。

理 由 書

近年の自然災害の頻発・激甚化により令和2年6月に「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律」が成立され、居住誘導区域内で行う防災対策・安全確保策を定める「防災指針」の作成が位置づけられたことから、居住誘導区域内に存在している大規模盛土造成地に対する防災指針を策定する改定を行います。

また、開発団地である南花台において実施している、新たな魅力を創出する取り組みに対応するための改定を行います。

意見等を踏まえた検討による修正について

大阪府より提示された意見の内容を検討し、必要と判断した部分の一部修正を行います。

■ 修正箇所

①【策定の経過を含め次のように追記・修正】

対象箇所：P5 3.立地適正化計画の策定について(1)改定の背景と目的

変更	変更前	本市では、都市計画マスタープランにおいて、将来都市構造として「集約連携都市（ネットワーク型コンパクトシティ）」を示しています。そこで、都市計画マスタープランで示す将来都市構造の実現を目指すため、立地適正化計画を策定することとします。 そのため、本計画では、都市全体の構造を見渡しなが、将来の人口減少や高齢者の増加等を踏まえ、まちの将来像を検討し、居住機能や都市機能の誘導に向けた基本的な方向性を示します。
	変更後	本市では、都市計画マスタープランにおいて、将来都市構造として「集約連携都市（ネットワーク型コンパクトシティ）」を示しています。そこで、都市計画マスタープランで示す将来都市構造の実現を目指すため、平成30年3月に立地適正化計画を策定しました。 本計画では、都市全体の構造を見渡しなが、将来の人口減少や高齢者の増加等を踏まえ、まちの将来像を検討し、居住機能や都市機能の誘導に向けた基本的な方向性を示しています。 現行の計画は、令和17年度（2035年度）を目標年次として設定していますが、令和2年6月に「都市再生特別措置法等の一部を改定する法律」の施行に伴い、防災指針の作成が位置付けられたことから、防災指針（大規模盛土造成地編）の追加改定を行います。また、新たな施策の追加等を踏まえ、部分改定を行います。

②【「大規模盛土造成地編」にかかる部分の表記に見直し】

対象箇所：P103 2.災害リスク分析と課題抽出(1)河内長野市のハザード区域等の状況

災害ハザード区域等	本市の状況	居住誘導区域	備考
土砂災害	災害危険区域【建築基準法】	あり	なし
	地すべり防止区域【地すべり防止法】	あり	なし
	急傾斜地崩壊危険区域【急傾斜地の崩壊による災害防止に関する法律】	あり	なし
	土砂災害特別警戒区域【土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律】	あり	除外区域
	土砂災害警戒区域【土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律】	あり	除外区域
水災害	浸水被害防止区域【特定都市河川浸水被害対策法】	なし	-
	洪水 浸水想定区域【水防法】	あり	あり 雨水出水・高潮該当無
	浸水 雨水出水（内水）【水防法に基づかない】	あり	あり
	津波災害特別警戒区域【津波防災地域づくりに関する法律】	なし	-
	津波災害警戒区域【津波防災地域づくりに関する法律】	なし	-
	津波浸水想定（区域）【津波防災地域づくりに関する法律】	なし	-
	津波災害警戒区域【津波防災地域づくりに関する法律】	なし	-
地震災害	大規模盛土造成地【大規模盛土造成地の活動崩落対策推進ガイドライン】	あり	あり

大規模盛土造成地編のため
水災害を削除

災害ハザード区域等	本市の状況	居住誘導区域	備考
土砂災害	災害危険区域【建築基準法】	あり	なし
	地すべり防止区域【地すべり防止法】	あり	なし
	急傾斜地崩壊危険区域【急傾斜地の崩壊による災害防止に関する法律】	あり	なし
	土砂災害特別警戒区域【土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律】	あり	除外区域
	土砂災害警戒区域【土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律】	あり	除外区域
地震災害	大規模盛土造成地【大規模盛土造成地の活動崩落対策推進ガイドライン】	あり	あり

③【「河内長野市の地勢」にかかる内容に修正】

対象箇所：P104 2.災害リスク分析と課題抽出(2)河内長野市の地勢

変更前	河内長野市は、市域の7割を山地が占めており、その山地が石川や西除川の源流域となっています。市街地などの平地は、これら河川の河岸段丘に形成され、それぞれの河川に向かって傾斜しています。 市内には天井川がないため、河川の氾濫による浸水想定範囲は狭いものの、石川に沿った形で、線路や主要駅、道路が立地し、その周辺に住宅や店舗等も立地していることから、石川が氾濫した場合には浸水により大きな被害を受けることが想定されます。→削除
変更後	河内長野市は、市域の7割を山地が占めており、その山地が石川や西除川の源流域となっています。市街地などの平地は、これら河川の河岸段丘に形成され、それぞれの河川に向かって傾斜しています。

④【将来目標値のみの表記に修正】

対象箇所：P107 4.防災まちづくりの具体的な取組(3)防災まちづくりに係る目標値

評価指標	区域	現状(令和4年度)	将来目標値(令和7年度)
第2次スクリーニング計画の策定に係る現地踏査実施箇所数	居住誘導区域	0箇所	45箇所

削除

評価指標	区域	将来目標値(令和7年度)
第二次スクリーニング計画の策定に係る現地踏査実施箇所数	居住誘導区域	45箇所

⑤【文言の修正】

対象箇所：P103・P107・P108

	変更前	変更後
P103 P108	活動崩落	滑動崩落
P107	第2次スクリーニング	第2次スクリーニング

これまでの手続き及び今後のスケジュール

令和4年12月1日～令和5年1月4日 パブリックコメント ⇒「意見なし」

令和5年1月30日 都市計画審議会

令和5年2月 立地適正化計画 公表